

第 11 回 児童虐待対応における司法関与及び 特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会	資料 3
平成 29 年 1 月 30 日	

## 構成員提出資料

久保構成員提出資料	1
山田構成員提出資料	4

社会的養育中の子ども・社会的養育を要する子どもで特別養子縁組相当

民817条の6ただし書該当性

父母の特養同意 (民817条の6本文)

見相長から特別養子縁組手続開始の申立て

養子の適格性認定 (子の意向を含む。) + 後見人選任

民817条の6ただし書該当性認定

父母の同意認証

確定

実親の子に対する権利義務停止・同意撤回の制限

確定後速やかに養親候補者に委託

養親候補者から縁組成立の申立て (委託から原則2か月以内)

養親の年齢等適格性認定

+ 養子の適格性認定

試験養育開始

申立て時から養育期間6か月以上 (申立て前の養育期間の考慮可能)

養育状況等良好

不調

養親・養子  
適格性なし

特別養子縁組成立審判

(実親へ通知 [養親情報の秘匿可能])

却下・取下

別候補者に委託

同意撤回可能

養育里親に一時保護委託・措置

養親候補者が監護・教育

家裁による後見監督

縁組成立の申立てまで  
同意撤回可能

却下

撤回

法27条1項3号措置に親権者反対なし→措置(継続)、  
反対→家庭復帰又は法28条・親権停止・喪失検討

縁組手続開始取消の見相  
長・実親\*申立て可

\*事情変更を前提として実親からの申し立てを認める

## 養子縁組手続きの流れ（英国）

### 参考文献

Cafcass(Children and Family Court Advisory and Support Service), “Guidance for Placement Proceedings”

Department for Education, “Court Order and Pre-Proceedings for local authorities”, 2014

Department for Education, “Draft statutory guidance on adoption for local authorities, voluntary adoption agencies and adoption support agencies”, 2014

以下に該当する児童 (Section 21 (2)a,b,c (3)a,b Adoption and Children Act (ACA) 2002)

ケア命令下にある  
the subject of a Care Order

重大危害 (significant harm)  
又はその可能性 (likely)

親等の不存在  
no parent or guardian

親等の行方不明 (cannot be found), 同意能力なし, or 児童の福祉に基づく  
同意免除理由あり

養親候補措置 (Placement for Adoption) の同意あり  
特定養親候補措置の同意\*2

当初から縁組プランの場合

ケア命令 + プレイスメント命令の同時申立て

地方当局による家裁へのプレイスメント命令 (Placement Order) 申立て ※Adoption Agency 等による申立ては不可

養子の適格性認定 + 訴訟後見人 (CAFCASS Children's Guardian) 選任 (児童の代弁・権利擁護)

上記要件該当性の認定

親等の同意認証 (養親候補不特定)

確定 (= ケア命令消失)

養親による養子縁組命令申立てまで同意撤回可能

ケア命令なし ⇨ 家庭復帰又は任意の社会的養育\*5) 継続  
ケア命令あり ⇨ 社会的養育継続

Section 25-29 Adoption and Children Act (ACA) 2002

当局が選ぶ養親候補への措置権限を当局に付与 + 親等の同意撤回を制限 ※事情変更あれば養親候補措置まで親は命令撤回申立て可 + 親子接触を促進する当局の義務を免除 + Agencyは親等の親責任を決定できる (当局と親の親責任共有は継続)

養親候補者へ措置し、養育 → 養親候補者も親責任共有

Agencyや当局が不適切と判断し養親候補者に通知した場合 養親候補者は7日以内に児童を返還しなければならない\*3

同上 又は プレイスメント命令申立て

養親候補による家裁への養子縁組命令 (Adoption Order) 申立て (養親候補措置後10週間経過により申立て可能となる)

養親の適格性認定。 申立てまでに親等の同意撤回なければ、親等は養子縁組命令発出に同意したものとみなされる。

確定 (= プレイスメント命令消失)

親等と同じ審問に養親候補出席が必要な場合、養親候補を特定する情報 (identity) は保護可能

養子縁組成立 : 親等は親責任喪失 + 養子は養親の実子と同じ権利をもち (親等へ通知される文書において養親特定情報 (identity) はシリアルナンバー等により保護可能)

\*1 S21(3)(a)ACA2002 "consented to the child being placed for adoption with any prospective adopters who may be chosen by the local authority"  
\*2 S19(1)(a)ACA2002 "consented to the child" "being placed for adoption with prospective adopters identified in the consent"  
\*3 S35 (2)ACA2002 [Return of child in other cases]  
\*4 「措置後4週間までに初回評価」等の最低基準あり (S36(3) The Adoption Agencies Regulations 2005)  
\*5 S20 Children Act 1989[Provision of accommodation for children: general.]

親等による  
プレイスメント命令取消申立て  
養親候補措置前までなら、事情変更があれば親等も取消申立て可能。  
→養子縁組不承認により養子縁組措置解除されれば申立て可能となる

当局又は児童による  
プレイスメント命令取消申立て  
養子縁組の可能性消失又は養子縁組が好ましくない結果になる場合は、養子縁組命令確定まで、当局と児童 (CAFCASS等経由)は取消申立て可能

養子縁組プラン  
自体を維持しない場合

プレイスメント命令経由の場合  
→プレイスメント命令継続  
→別候補へ委託可能  
プレイスメント命令経由でない場合  
→親等は同意撤回可能となる  
→撤回なければ (特定候補同意は再同意後)別候補へ委託可能

取下・不承認

撤回

撤回

不承認

## 山田資料

(3) 審判の申立権について

<論点>

- ① 現行の手続を、特別養子縁組候補児の適格性を判断する手続と、特定の養親候補者との間の養子縁組の適否を判断する 2 段階の手続に分けることについて、どのように考えるか。

対案：第 1 段階を「特別養子縁組候補児の適格性を判断する手続」とするのではなく、「実親からの同意を確定する手続」ないしは「実親の同意不要条件を認定する手続」とし、第 2 段階を「特定の養親候補者との間の養子縁組の適否を判断する手続」の 2 段階としてはどうか。

【同意の有無による場合分け】

- (1) 実親が特別養子縁組に同意をした場合、一定期間（たとえば、1 か月間）を撤回可能期間と定め、それ以降の撤回はできないことにすれば、あえて、2 段階に分けなくてもよいし、2 段階に分けるのであれば、撤回可能期間を過ぎた時点を目安に第 1 段階とすればよい。

- (2) 実親が同意しない場合、もしくは、行方不明等のために同意の有無を確認できない場合

- 1) 行方不明等のために同意の有無を確認できない場合

提案：行方不明等のために同意の有無を確認できない場合、それ相応の捜索努力をしたにもかかわらず、一定期間（たとえば、2 年）以上、行方不明・音信不通の場合は、『同意不要条件』を満たすものとみなす。

- 2) 同意不要条件の整理

民法

〔親権喪失の審判〕

第 8 3 4 条 父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができる。ただし、二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでない。

〔子の利益のための特別の必要性〕

第 8 1 7 条の 7 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

[父母の同意]

第817条の6 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならぬ。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

整理：上記の通り、『親権喪失の条件』と『特別養子縁組の成立条件』はほぼ同等である一方、『特別養子縁組の成立条件』と『同意不要条件』の間には乖離がある。

3) 『親権喪失宣告』を『同意不要条件』とみなせるようにすべきかどうか？

No. 現行法通り、『同意不要条件』を満たさない限り、『親権喪失宣告』を受けた実親であっても、同意を得なければならないこととする。この場合も、前述の通り、一定期間（たとえば、1か月間）を撤回可能期間と定め、それ以降の撤回はできないことにすれば、あえて、2段階に分けなくてもよいし、2段階に分けるのであれば、撤回可能期間を過ぎた時点を目録第1段階とする。

Yes. 『親権喪失宣告』を受けた実親は『同意不要条件』を満たすこととする。

この場合、『親権喪失宣告』を第1段階とすればよい。

イ. 民法は改正せずに、運用で、『親権喪失宣告』を受けた実親は『同意不要条件』を満たすこととする。ただし、この場合、家庭裁判所が『親権喪失宣告』を審判しづらくなるかもしれない。

ロ. 民法を改正する。

(i) 『同意不要条件』を『親権喪失の条件』と同等になるように引き下げる。この場合も、家庭裁判所が『親権喪失宣告』を審判しづらくなるかもしれない。

(ii) 『親権喪失の条件』を『同意不要条件』と同等になるように引き上げる。

(iii) 現行の『親権喪失の条件』と『同意不要条件』との中間に、新たな基準を設け、それを両者共通の条件とする。